

議第 9 号

プーチン・ロシア連邦大統領の北方領土訪問を非難する決議

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

茨城県議会議長 舘 静 馬 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 葉 梨 衛

同 白 田 信 夫

同 田 山 東 湖

同 飯 塚 秋 男

同 細 谷 典 幸

同 小 川 一 成

同 常 井 洋 治

同 川 津 隆

同 伊 沢 勝 徳

同 石 井 邦 一

## プーチン・ロシア連邦大統領の北方領土訪問を非難する決議

去る８月１３日、プーチン・ロシア連邦大統領が、北方領土の択捉島を訪問した。今回の訪問は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である北方領土に対する我が国の主権を侵害し、ロシアの不法占拠を正当化しようとする極めて悪質な行動である。

このことは、北方領土に関する日本の一貫した立場と相容れず、また、本県で暮らす元島民の方々をはじめとする県民の感情を大いに傷つけるものであり、断じて容認することはできない。

茨城県議会として、ロシア連邦及びプーチン大統領に対し、今回の北方領土への不当な訪問及び国際法を無視した不法占拠を断固として非難するものである。

政府においては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本的方針に基づき、国際社会に日本の主張を粘り強く発信し、理解の拡大に努めるとともに、ロシアが事態の重大さを深刻に受け止めて、今後このような行動を繰り返さぬよう、可能な限りの手段を講じて対応することを強く要請する。

以上、決議する。

令和８年　月　日

茨　城　県　議　会

議第 10 号

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例の一部  
を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により  
提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

茨城県議会議長 舘 静 馬 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 葉 梨 衛

同 白 田 信 夫

同 飯 塚 秋 男

同 細 谷 典 幸

同 小 川 一 成

同 田 山 東 湖

同 常 井 洋 治

同 川 津 隆

同 伊 沢 勝 徳

同 石 井 邦 一

同 磯 崎 達 也

同 坂 本 隆 司

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例の一部を改正する条例

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例（平成30年茨城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県イノシシ、ツキノワグマ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例  
前文を次のように改める。

本県は、水と緑に恵まれた多彩な県土を有しており、その豊かな自然環境には、多種多様な野生鳥獣が生息している。

しかしながら、人間と野生鳥獣、自然環境の調和は、過疎化・高齢化に伴う里山の荒廃や気候変動などにより急速に失われつつあり、イノシシ、ハクビシン等の野生鳥獣が人間の生活圏に出現し、農林水産物や県民の生活環境に看過できない被害を及ぼすようになった。

加えて近年は、県内に生息していなかったツキノワグマ、キョン及びニホンジカの侵入が確認されており、これらの野生鳥獣が定着した場合には、農林水産物や生活環境のみならず県民の生命、身体及び財産に深刻な被害が生じることが危惧される状況にある。

ここに、本県が野生鳥獣を巡る新たな局面を迎えたことに鑑み、野生鳥獣による被害の防止対策の強化を図ることにより、県民の安全・安心な生活を確保するとともに農林水産業等を守ることを決意し、この条例を制定する。

第1条中「イノシシ等」を「県民の生活圏に出現する」に改め、「農林水産業の健全な発展及び」を削り、「確保」の次に「及び農林水産業をはじめとする地域の産業の健全な発展」を加える。

第2条第1項中「イノシシ」の次に「、ツキノワグマ、アライグマ、キョン、ニホンジカ」を加え、「農林水産物、」を削り、「財産」の次に「、農林水産物」を加え、同条第2項中「とは、」の次に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の5第2項第1号の認定鳥獣捕獲等事業者その他の」を加える。

第3条第1項中「施策」の次に「（法第7条の2第1項の第二種特定鳥獣管理計画を含む。）」を加え、同条第2項中「支援」の次に「（法第34条の5第1項の応援を含む。）」を加える。

第5条中「特性」を「習性」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県民は、指定野生鳥獣（ツキノワグマ、キョン、ニホンジカその他規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は指定野生鳥獣である疑いがある野生鳥獣を発見したときは、直ちに、自己又は他人に対する危害の防止のため必要な措置を講ずるとともに、速やかに、発見した旨を県、市町村その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

第7条第1号中「生息状況、指定野生鳥獣による被害の状況等に応じた」を「生息数その他の生息状況に関する調査及び指定野生鳥獣による被害状況等の把握並びにこれらの結果に基づく」に改め、同条第2号中「特性」を「習性」に、「提供」を「県民への周知徹底」に改め、同条第3号中「人の」の次に「生命又は」を加え、同条第4号を次のように改める。

（4）指定野生鳥獣について法第34条の2第2項の緊急銃猟その他の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。）（以下この条において単に「捕獲等」という。）をする者の確保並びに指定野

生鳥獣の捕獲等をする者に対する専門的な知識の習得及び技術の維持又は向上のための研修の充実

第7条第9号を同条第13号とし、同条第8号中「捕獲」を「捕獲等」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 観光地、観光施設又は観光若しくは地域の振興を目的とする催しを開催する場所に指定野生鳥獣（イノシシ、ツキノワグマその他規則で定めるものに限る。）が出現するおそれがある場合における観光客その他関係者の安全の確保及び必要な情報の提供

第7条第7号中「捕獲した指定野生鳥獣の」を「捕獲等をした指定野生鳥獣の食品としての加工その他の」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「情報通信技術」の次に「，人工知能関連技術，無人航空機その他の先端的な技術」を加え、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 捕獲等をした指定野生鳥獣の適正な処理（次号の有効活用に伴うものを除く。）を図るための対策の推進

第7条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定野生鳥獣の捕獲等をする者の経済的負担の軽減  
(6) 指定野生鳥獣の捕獲等を促進するための報奨制度等の整備

第8条第1項中「ため」の次に「，国及び関係都道府県との連携を図るとともに」を加え、「等で組織する」を「，農林水産業者，観光事業者その他の関係者により構成される」に改める。

第10条中「よう努める」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。